

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社3か月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に変換する制度です。

- (1)入社以後1か月未満の場合は紹介手数料の70%を変換するものとする。
- (2)入社以後1か月より3か月以内の場合は紹介手数料の50%を返還するものとする。

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上